

(仮訳)

「新たな Article 23D の下で FCA が権限を行使することに関連する政策についての市中協議」に対する回答

日本円金利指標に関する検討委員会

「日本円金利指標に関する検討委員会」(以下、検討委員会)は、英国金融行為規制機構(以下、FCA)による、「新たな Article 23D の下で FCA が権限を行使することに関連する政策についての市中協議」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々は、この市中協議で示された FCA の見解を概ね支持する。

検討委員会としては、パネル行のレート呈示に基づく円 LIBOR が公表停止となる可能性の高い 2021 年末までに、市場参加者は、移行又は頑健なフォールバック条項の導入を通じて、既存契約・商品に関する移行対応を積極的に進めるべきであると考えている。

日本において、円 LIBOR を参照し、満期が 2021 年を超える既存契約・商品は相当の規模で存在しており、市場参加者は、これらについて、1 年以内に移行対応を完了させる必要がある。現時点では、検討委員会において、契約当事者間の交渉・合意によって円 LIBOR からの移行対応を実行することができない契約・商品は、まだ確認されていない。

移行に向けた準備は今後進展していくが、潜在的なリスクと不確実性は存在する。例えば、移行対応に必要な顧客からの同意を得るうえで、想定していた以上に時間を要するケースが、特に複雑な構造を持つ契約・商品や関係者が複数存在する契約・商品については、生じるかもしれない。そのような、いわゆるタフレガシーの規模は、仮に存在するとしても、本邦市場では相対的に限定的なものと考えられるが、その結果として、一部市場セグメントにおいて、移行対応に係るマイルストーンの実現の遅延に繋がるかもしれない。したがって、検討委員会は、FCA がタフレガシーの規模を評価するに当たって、こうしたリスクや不確実性を考慮することを希望する。

検討委員会は、こうしたリスクと不確実性を考慮すると、Article 23D の権限行使は、日本における円 LIBOR の秩序ある廃止に寄与し得ると考えている。したがって、検討委員会は、2021 年末までに円 LIBOR から移行対応を進めることができない潜在的なタフレガシーの性質について考察することを視野に、幅広い市場参加者と密接に協力しつつ、上記のリスクと不確実性について議論を深めていくこととしたい。

検討委員会は、FCA が、今後の一連の市中協議を通じて、関連する各国検討体、当局および市場参加者の関与を継続して求めることを希望する。

以上